

介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業 (訪問型サービスA事業) 利用契約書

様（以下、「契約者」という。）と社会福祉法人木曽町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、契約者が、本会が運営する木曽町ホームヘルパーステーション（以下、「事業者」という。）から提供される訪問型サービスA事業の提供を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「この契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書の趣旨に従い、契約者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める訪問型サービスA事業（以下、「このサービス」という。）を提供します。

2 事業者が、契約者に対して実施するサービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項は、訪問型サービスA個別サービス計画（以下、「個別サービス計画」という。）及びその別紙等に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は、更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて契約者の日常生活全般の状況、心身状況及び希望を踏まえ、契約者の介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、このサービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。

- 2 個別サービス計画の作成にあたっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得た上で交付します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するこのサービスのうち、契約者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、重要事項説明書のとおりとします。

- 2 契約者は、いつでもこのサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、契約者から申し出があった場合は、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、契約者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡する等必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、契約者の同意を得るものとします。

(サービスの実施)

第5条 契約者は、第4条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- 2 このサービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は、このサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、このサービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、事業者のサービス従事者または従業員（以下、「訪問介護員等」という。）が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 契約者は、事業者からこのサービスの提供を受けたときは、別添の「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用料のうち契約者が負担すべき金額を支払います。

- 2 利用料の請求及び支払方法は、重要事項説明書のとおりとします。

(利用の中止、変更、追加)

第7条 契約者は、利用期日前に、このサービスの利用を中止、変更することができます。この場合は、サービスの実施日の前日の午後5時までに、事業者へ申し出るものとします。

- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのこのサービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員等の稼働状況により契約者の希望する期間にこのサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条に定めるサービス利用料金について、介護保険法その他の関係法令の改正により変更があった場合は、事業者は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、このサービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、このサービスの実施日において、訪問介護員等からみて契約者の体調・健康状態が不良の場合など必要な場合は、契約者またはその家族等からの聴取・確認の上、このサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、このサービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者に対するこのサービスの実施についての記録を作成するとともにそれを5年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第10条 本会の従業員をはじめ事業者の訪問介護員等は、このサービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、この契約の終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に対して契約者に関する必要な情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の関係機関等との連携を図るなど正当な理由がある場合は、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(訪問介護員等の禁止行為)

第11条 訪問介護員等は、契約者に対するこのサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 医療行為
- 二 契約者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
- 三 契約者の家族等に対するサービスの提供
- 四 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 五 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、この契約に基づくこのサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害についての賠償する責任を負います。また、第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、このサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したこのサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、本会の従業者及び事業所の訪問介護員等の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、この契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して、既に実施した サービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求 することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 契約者の要介護状態区分が「自立」または「要介護」となった場合
- 三 本会が破産した場合または事業者が解散命令を受けた場合及びやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 五 第16条から第18条に基づきこの契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第16条 契約者は、この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合は、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、この契約を即時に解約することができます。
- 一 第8条第2項に規定する事項により、この契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る介護予防ケアプランが変更された場合

(契約者からの契約解除)

第17条 契約者は、本会の従業者及び事業者の訪問介護員等が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約を解除することができます。

- 一 事業者の訪問介護員等が、正当な理由なくこの契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 本会の従業者及び事業者の訪問介護員等が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 本会の従業者及び事業者の訪問介護員等が、故意または過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知などを行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第6条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者もしくは訪問介護員等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第19条 第15条第1項第二号から第五号によりこの契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたこのサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から速やかに精算するものとします。

(苦情処理)

第20条 事業者は、提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

2 事業者は、契約者に対するこのサービスの実施に関する苦情の内容、事故の状況及び事故に対する処置の状況等の記録を作成し、完結した日より5年間保存するものとします。

(協議事項)

第21条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、本会、事業者が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとします。

契約締結日： 令 和 年 月 日

〔契約者〕

住 所 :

氏 名 :

(印)

〔契約者代理人〕

住 所 :

氏 名 :

(印)

〔事業所〕

住 所 : 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

名 称 : 木曽町ホームヘルパーステーション

(介護保険事業所番号: 第2072600600号)

〔事業者〕

住 所 : 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

名 称 : 社会福祉法人 木曽町社会福祉協議会

代表者 : 会長 邑上 豊美 (印)